

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の自殺者数は、平成 10 年（1998 年）に 3 万人を超え、平成 15 年（2003 年）には統計を取り始めて以降、最多の 34,427 人となります。このため、国は平成 18 年に自殺対策基本法を施行し、それまで「個人の問題」とされていた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになります。国、地方自治体、関係機関等によるさまざまな取り組みが行われてきた結果、全国の自殺者数は、平成 24 年（2012 年）に 3 万人を下回り、減少が続いています。

しかしながら、自殺者数は全国で年間 2 万人を超えています。国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法を改正し、平成 29 年に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。

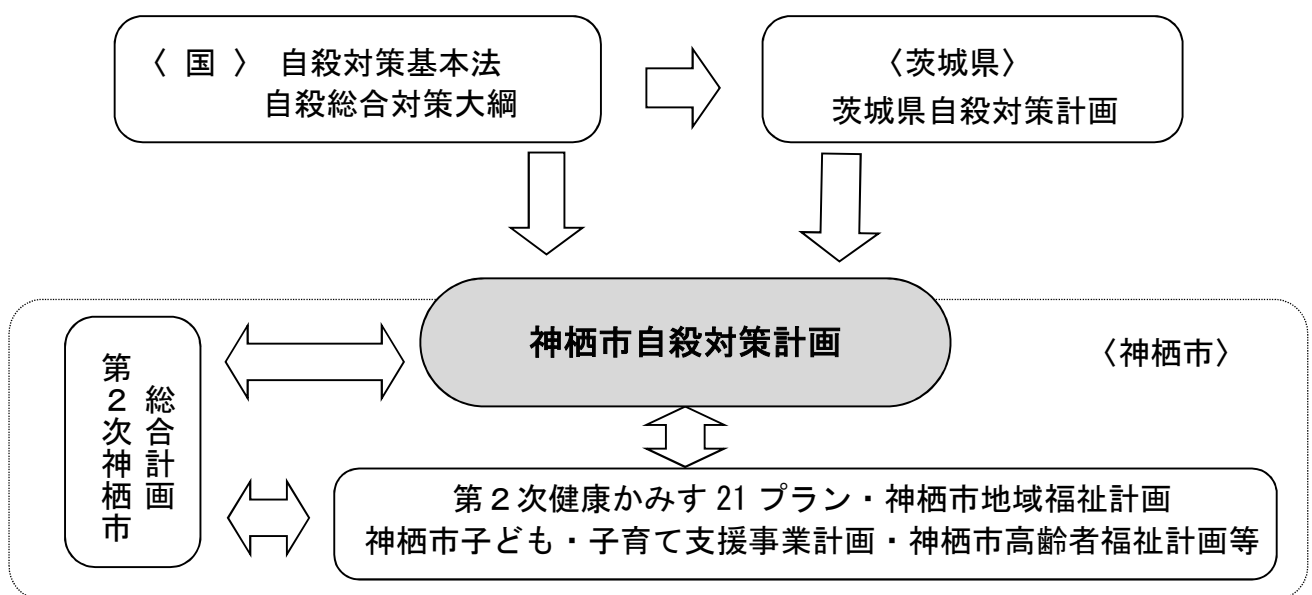
自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間較差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が計画を策定することとされました。

本計画は、こうした動向を踏まえ、本市の自殺予防対策を総合的に推進する計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」です。

また、「第 2 次神栖市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「第 2 次健康かみす 21 プラン」・「神栖市地域福祉計画」・「神栖市子ども・子育て支援事業計画」・「神栖市高齢者福祉計画」等及び「茨城県自殺対策計画」との整合を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、神栖市総合計画等との整合性や、国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
策定	計画期間 5年間 